

東京都再犯防止推進協議会実務者会議 結果概要

※いずれも書面開催

第1回 (5月開催)	協議事項	1 東京都若者総合相談センター「若ナビα」における取組について	2 再犯防止に関する研修会について
	「東京都再犯防止推進計画」における重点課題	3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
第2回 (6月開催)	協議事項	1 再犯防止の推進に向けた東京都の相談事業について	2 東京都における薬物関連施策について
	「東京都再犯防止推進計画」における重点課題	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
第3回 (7月開催)	協議事項	1 東京都における就労支援施策について	2 刑務所出所後の住居確保の流れについて
	「東京都再犯防止推進計画」における重点課題	1 就労・住居の確保等のための取組	

非行歴を有する若者への支援について

若ナビαでは、非行等の様々な悩みや問題を抱える若者への支援のため、非行歴を有する若者や非行少年に関する相談に対応できる専門の相談員を置き、関係機関と連携を図りながら事業を進めている。

(1) 相談実績（平成30年度） 対応件数 12件（非行・犯罪関連）

(2) 援助方針会議の実施

スーパーバイザー（医師）、非行専門相談員、専門相談員（社会福祉士など）、必要に応じて関係機関や本人及びその家族等が集まり、支援方法やリファー先等について検討

委員からの主な意見

・ 困難を抱える若者が犯罪に手を染めないようにするため、また、非行歴・犯罪歴のある者の立ち直りのためには、あらゆる機会に様々な相談機関を案内することや、支援者・支援機関と本人とが関われる状況づくりが必要である。そうした支援機関の一つとして若ナビαを活用できるとよい。

・ 「若ナビα」と他の支援機関・団体等とが連携・協力して、ネットワークを構築し、“つなげる”支援を行っていくことが期待される。

令和2年度 再犯防止に関する研修会 企画案 (令和2年5月現在)

- NPO法人等の民間支援団体や、地域で活動する保護司、民生・児童委員等に対し、**再犯防止に関する知識の習得や支援者同士のネットワークの構築を図るための研修**を実施する。
- 東京都及び区市町村職員にも呼びかけ、自治体内の連携により再犯防止を進めるための基礎的な知識・情報の共有を図る。
- 基礎編と応用編**に分けて開催し、これから再犯防止に関わる者と、既に経験がある者の双方が参加しやすい研修とする。
- 座学と施設見学を同日・同一施設において行う。(1回当たりの参加人数は30~40人程度を想定)

委員からの主な意見

- ・かつて非行や犯罪に手を染めたものの、相談・支援機関の協力により一社会人として立ち直り、社会生活を営んでいる方やその支援者によるシンポジウムや講演等があると良い。
- ・最近の犯罪情勢を踏まえ、増えている非行・犯罪形態やその要因について学ぶ機会があると良い。
- ・刑の一部執行猶予制度の出所者が増えているため、薬物依存について、取り上げていただきたい。

令和2年度 再犯防止に関する研修会

～RE:STARTを応援するあなたへ～

オンライン(Webex:各回定員200名)にて開催

※オンライン受講の環境がない方は都庁舎(新宿)にてご聴講いただけますのでお問い合わせください。(各回最大10名。これを超えた場合は抽選になります。)

犯罪や非行をした人の立ち直り支援に携わろうとしている方へ

基礎編 ～再犯防止って何?～

A 【日時】 令和3年1月19日(火曜日)
午後1時30分～午後4時

内容	講師
1 東京都における再犯防止の取組	東京都民安全推進本部総合推進部 共生社会担当課長 小宮山みき
2 刑事司法手続きの流れ① (検察庁による事件捜査・公判)	東京地方検察庁総務部 社会復帰支援室長 西田 理恵 氏
3 刑事司法手続きの流れ② (刑務所や少年院での施設内処遇)	東京矯正管区 更生支援企画課長 滝浦 将士 氏
4 刑事司法手続きの流れ③ (地域社会内での処遇)	東京保護観察所 民間活動支援専門官 北川 美香 氏
5 社会復帰を支える支援者の話 ～協力雇用主としての10年間	新東京綜合サービス株式会社 代表取締役 土田 裕之 氏
6 質疑応答	

B 【日時】 令和3年1月21日(木曜日)
午後1時30分～午後4時

内容	講師
1 東京都における再犯防止の取組	東京都民安全推進本部総合推進部 共生社会担当課長 小宮山みき
2 刑事司法手続きの流れ① (検察庁による事件捜査・公判)	東京地方検察庁総務部 社会復帰支援室長 西田 理恵 氏
3 刑事司法手続きの流れ② (刑務所や少年院での施設内処遇)	東京矯正管区 更生支援企画課長 滝浦 将士 氏
4 刑事司法手続きの流れ③ (地域社会内での処遇)	東京保護観察所立川支部 統括保護観察官 宇田 紀之 氏
5 社会復帰を支える支援者の話 ～自立準備ホーム運営から見える刑余者支援	株式会社生き直し 代表取締役 千葉 龍一 氏
6 質疑応答	

再犯率の高い「薬物事犯者」への支援についてより詳しく知りたいという方へ

応用編 ～支えよう、薬物からの立ち直り～

※A、Cは区部における取組を、
B、Dは市町村部における取組を中心にお話しします。

C 【日時】 令和3年1月27日(水曜日)
午後1時30分～午後4時

内容	講師
1 東京都の精神保健福祉センターにおける薬物依存症再発防止への取組	東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課 課長代理 小澤 壽江
2 国による薬物事犯者への指導① (刑事施設における薬物依存離脱指導)	東京矯正管区成人矯正第二課 長久保 陽 氏・九重 明大 氏
3 国による薬物事犯者への指導② (保護観察所における薬物事犯者に対する取組)	東京保護観察所 統括保護観察官 綿引次一郎 氏
4 薬物依存症者の居場所・ダルクの取組	特定非営利活動法人 東京ダルク ダルクホーム施設長 幸田 実 氏
5 海外における再犯防止施策の紹介	東京都民安全推進本部総合推進部 都民安全推進課長 渡辺 和巳
6 質疑応答	

D 【日時】 令和3年1月29日(金曜日)
午後1時30分～午後4時

内容	講師
1 東京都の精神保健福祉センターにおける薬物依存症再発防止への取組	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課 統括課長代理 山田 俊隆
2 国による薬物事犯者への指導① (刑事施設における薬物依存離脱指導)	東京矯正管区成人矯正第二課 長久保 陽 氏・九重 明大 氏
3 国による薬物事犯者への指導② (保護観察所における薬物事犯者に対する取組)	東京保護観察所立川支部 統括保護観察官 高橋 智子 氏
4 薬物依存症者の居場所・ダルクの取組	特定非営利活動法人 八王子ダルク 代表 加藤 隆 氏
5 海外における再犯防止施策の紹介	東京都民安全推進本部総合推進部 都民安全推進課長 渡辺 和巳
6 質疑応答	

犯罪お悩みなんでも相談 (R2)

- 対象
犯罪行為をしてしまう本人、家族又は関係者など
- 受付期間
令和2年5月19日（火）～10月31日（土）
火曜日から土曜日（祝日除く）
午前9時から午後5時まで
- 受付方法
電話相談、来所相談
- 相談員
社会福祉士又は精神保健福祉士



相談事業実施に当たっての考え方

- ①高齢者等の犯罪防止のためには福祉分野と地域社会の取組が重要な役割を果たす。
- ②刑事司法手続きに入る前などの初期段階から適切な支援につなげ、問題の早期解決を図る。
- ③年齢に関わらず、多様かつ複雑な問題が抱え込まれたまま解決されず、犯罪につながる可能性がある。

「おせっかい」な関わりによって複数の支援機関をつなぐことで、再犯を防止

委員からの主な意見

・都の相談事業は、問題が深刻化する前に相談を受け付けるという点や、犯罪という誰にでも相談できるわけではない内容の相談を公的機関が受け付けることで、安心して相談できるという点などにおいて有意義である。

・多くの関係機関と連携を図っている都の相談事業は、ハブ機関として支援ネットワークを構築し、広域的に対応することが期待できる。

(一部抜粋) 法務省東京保護観察所における取組
(薬物再乱用防止プログラム)

教育課程

※ 東京保護観察所では、グループミーティング形式でプログラムを実施



コアプログラム (全5回)

【方式】 おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

【内容】 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と錨
- 第4回 「再発」って何?
- 第5回 強くなるより賢くなろう

修了後

ステップアッププログラム

【方式】 おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

【内容】 コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる(全12回)。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。
A アルコールの問題
B 自助グループを知る
C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、
②家族を含めた合同面接をさせる。

保護観察の開始

保護観察の終了

簡易薬物検出検査

※ プログラム受講の都度、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施



委員からの主な意見

・薬物依存からの回復には非常に長い時間を必要としており、保護観察終了後も地域において断薬した生活を継続させていくことができるかが、薬物事犯の再犯防止上、重要な課題となっているため、対象者が通いやすい継続的なサポートやプログラムがあるとよい。

保護観察対象少年の雇用

保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合を見ると、無職者は有職者の約3倍である。

このため、都民安全推進本部において保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、非行少年や非行歴のある若者の社会復帰に向けた取組の一環としている。

就労の確保等に向けた取組

東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む13か所）において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施している。

委員からの主な意見

・保護観察対象少年の雇用の取組については、単なる就労経験にとどまらず、仕事を通じて自己有用性に気付いたり、社会貢献に対する意識が芽生えたりするなど、対象少年にとって社会の中で生活していくことの意義を知る良い機会であり、再犯防止策の一助となると思う。

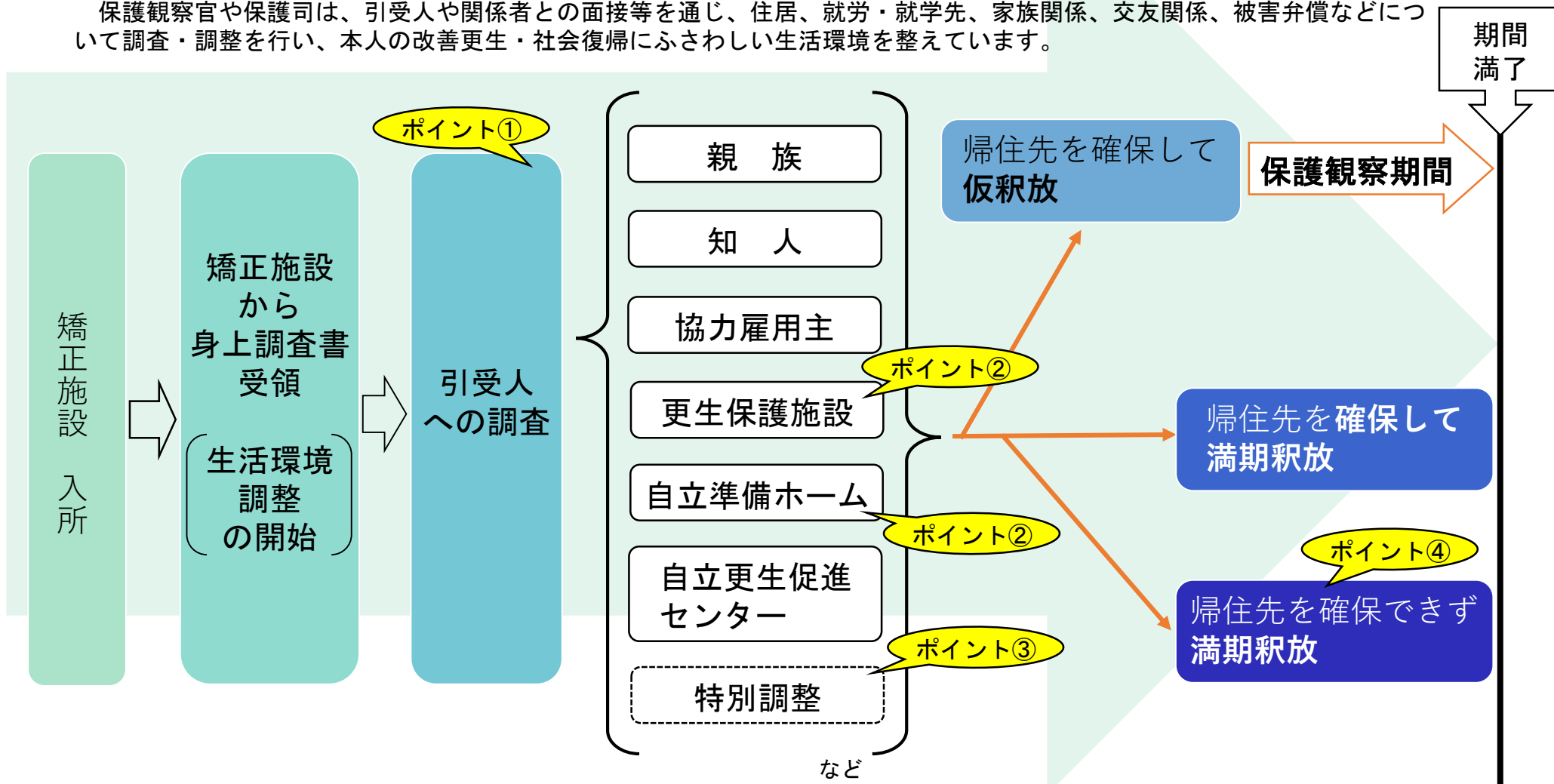
加えて、就労が再犯防止につながることを広く社会に発信していくという点でも有意義である。

・就労支援に当たっては、ハローワークや協力雇用主のみならず、東京都しごとセンターや東京都立職業能力開発センター等も積極的に活用していきたい。

(一部抜粋) 矯正施設入所から出所後の住居確保までの流れ

刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている人が、釈放後に再び犯罪や非行をせず生活していくためには、矯正施設在所中から、適切な住居や見守ってくれる人を確保したり、釈放後の生活などについて予め考えておくことが不可欠です。

保護観察官や保護司は、引受人や関係者との面接等を通じ、住居、就労・就学先、家族関係、交友関係、被害弁償などについて調査・調整を行い、本人の改善更生・社会復帰にふさわしい生活環境を整えています。



委員からの主な意見

- ・住居確保をする場合、家賃の支払いのために就労が前提条件となっているため、就労支援が一層重要になると考えられる。

- ・更生保護施設を退所する者や満期出所者の住居確保が困難であると思われるが、住居確保がうまくいった事例を蓄積し、関係機関で共有して知恵を出し合うことも、一つの方策である。